秋田市松くい虫被害拡大防止事業補助金交付要綱

令和7年3月31日 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、松を所有する個人又は町内会等がマツノザイセンチュウによる松枯れ被害(以下「松くい虫被害」という。)の防除のために行う事業(以下「防除事業」という。)に要する経費に対し、秋田市松くい虫被害拡大防止事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、松くい虫被害のまん延防止および松くい虫被害による倒木等から市民の安全確保を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象事業等)

- 第2条 補助金の交付の対象となる防除事業は、市内に松を所有する個人又は町内会等(以下「所有者等」という。)が、当該松に対して行う次に掲げる事業とする。
 - (1) 市内で管理されている、地区保全森林外にある松くい虫被害を受けて いない健全な松に対し、所有者等が事業者等に依頼して薬剤樹幹注入(以 下「樹幹注入」という。)を行う事業
 - (2) 市内で管理されている、地区保全森林外にある松くい虫被害により枯死した松に対し、所有者等が事業者等に依頼して行う次に掲げるいずれかの伐倒処理事業
 - ア マツノマダラカミキリの羽化脱出前の枯死木に係る伐倒処理、破砕 処理およびくん蒸処理

イ マツノマダラカミキリの羽化脱出後の枯死木に係る伐倒処理

- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するものとして市長が特に必要と認める事業
- 2 この要綱に基づき補助金の交付を受け樹幹注入を実施した松は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して6年を経過した後でなければ、再びこの要綱に基づき補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、所有者等で、市税に未納がないものとする。

(補助金の交付対象経費等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費は別表のとおりとする。
- 2 補助金の率と限度額は、別表のとおりとし、当該年度の市の予算の範囲内で決定する。ただし、算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 防除事業実施前に秋田市松くい虫被害拡大防止事業補助金交付申請書(様 式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業実施箇所の位置図
 - (2) 事業実施前の松の状態が分かる写真
 - (3) 事業費の内訳が分かる見積書
 - (4) 所有者等以外の者が申請する場合は、事業実施に係る所有者等の委任 状(様式第2号)
 - (5) 所有者等で納税義務がある者は、市税の未納がないことの証明書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に 係る消費税等仕入控除税額(補助対象となる経費に含まれる消費税および 地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定 する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方 税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額と の合計額をいう。以下同じ。)に相当する額を補助対象となる経費から控 除して交付申請しなければならない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する申請者については、適用 しない
 - (1) 消費税の確定申告をしていない申請者
 - (2) 簡易課税方式により確定申告をしている申請者
 - (3) 申請時において、消費税仕入控除税額が明らかでない申請者

4 第1項の規定による交付の申請ができる回数は、別表に掲げる事業区分 につき、それぞれ同一年度内に同一申請者1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、 当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に補助金交付の可否を 決定し、交付の決定をしたときは秋田市松くい虫被害拡大防止事業補助金 交付決定通知書(様式第3号)により当該申請を行った者に通知するもの とする。

(補助金の交付条件等)

- 第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定に当たって、必要な条件 を付することができる。
- 2 補助金の目的外の使用は、これを禁止する。
- 3 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」 という。)は、法令その他関係法規等を遵守するとともに、市長の指導お よび指示を確実に履行しなければならない。

(事業の変更等)

- 第8条 補助事業者は、当該補助金の交付の決定を受けた防除事業(以下「補助対象事業」という。)の内容に変更があるときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をするときは、速やかに補助対象事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に承認の可否を決定し、 その旨を補助対象事業変更等審査結果通知書(様式第6号)により、当該 補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の終了後30日以内又は第6条の規定に よる交付の決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで に、秋田市松くい虫被害拡大防止事業補助金実績報告書(様式第7号)に 次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施した松の位置図
- (2) 補助対象事業実施時の状況が分かる写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写しおよび内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を補助対象となる経費から控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係 る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合において、その額に変更が生じ るときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)を速 やかに市長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する補助事業者については、 適用しない。
 - (1) 消費税の確定申告をしていない補助事業者
 - (2) 簡易課税方式により確定申告をしている補助事業者

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は前条の報告書を提出した後、補助金を請求しようとするときは、交付の決定があった日の属する年度の2月末までに補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消しおよび返還)

- 第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について 既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。
 - (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
 - (3) 補助対象事業の施工方法が不適正であると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反し

たとき。

2 申請者は、第9条第3項の補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書を 提出した場合において、既に交付した補助金が変更後の補助対象となる経 費に基づいて算出した補助金の額を上回るときは、市長の指示に従い、当 該上回る額を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助金の交付対象経費 (第4条関係)

事業区分	対象範囲	対象経費	補助率
樹幹注入	宅地および町内共有地	第2条第1号に掲げる事	補助対象経費の2分の1
	ならびに地区保全森林	業の施工に要する経費	(補助限度額 50,000円)
	外の森林	(消費税および地方消費	
		税含む。)	
伐倒処理等	宅地および森林以外の	第2条第2号又は第3号	補助対象経費の2分の1
	町内共有地等	に掲げる事業の施工に要	(補助限度額125,000円)
		する経費(消費税および	
	地区保全森林外の	地方消費税含む。)	補助対象経費の2分の1
	森林		(補助限度額250,000円)